

## 規則

長野県県税に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月31日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第69号

長野県県税に関する規則等の一部を改正する規則

(長野県県税に関する規則の一部改正)

第1条 長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「法人税額等通知書」を「市町村民税法人税割に係る課税標準額等の通知書」に改める。

第86条の21第5項第2号中「において準用する国税犯則取締法(明治33年法律第67号)の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)」を「第22条の28第1項の規定により通告処分」に改める。

第98条の2第1項第1号のイの(7)中「記名押印」を「その氏名」に改め、同イの(1)中「記名押印」を「氏名」に改める。

「 氏 名 印 」 を 「 氏 名 」 に改める。	「 氏 名 」 を 「 氏 名 」 に改める。
---	--

様式第19号、様式第22号及び様式第26号中「氏名」  
④を「氏名」  
」に改める。

様式第36号中「氏名  
(法人名)」  
④を「氏名  
(法人名)」  
」に、「さきに」を「先に」に改める。

様式第44号中「住(居)所(所在地)」  
④を「住(居)所(所在地)」  
」に改める。

様式第46号中「(様式第46号)」を  
「(様式第46号)  
(一般用)」  
に、「氏名(法人名)」  
④を

「氏名(法人名)」  
」に改め、同様式を様式第46号の一般用とし、同一般用の次に次のように加える。

### (競争入札参加資格審査申請用)

## 納税証明書交付申請書 (競争入札参加資格審査申請用)

都道府県税事務所長  
市区町村長

あて

年      月      日

【代理人記入欄】

代理人の方のみ記入してください。  
住所

氏名

生年月日

電話番号

## 納税者との関係

※代理人の方が請求される場合は委任状が必要な場合があります。

住所 (所在地)	
(フリガナ) 氏名又は 法人名及び 代表者氏名	
生年月日	
電話番号	

※ 未納の税額がないことの証明については、他の証明書類にて対応させていただく場合がございますのでご了承ください。

\*特に、郵送で請求される場合は、未納の税額がないことの証明の対応の可否、手数料の金額及び支払方法等について、請求前に担当部署にご確認ください。

下記のとおり、競争入札参加資格審査申請のため納税証明書の交付を申請します。

記

証明書の種類	<input type="checkbox"/> 納税証明(都道府県)	<input type="checkbox"/> 納税証明(市区町村)	<input type="checkbox"/> 未納の税額がない証明(都道府県・市区町村)	<input type="checkbox"/> 滞納処分を受けたことがない証明(都道府県・市区町村)
証明を受けようとする税目  (該当する税目にレ印を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 法人道府県民税 <input type="checkbox"/> 法人事業税及び特別法人事業税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 自動車税 <input type="checkbox"/> (東京23区)固定資産税・都市計画税 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 個人市町村民税及び個人道府県民税 <input type="checkbox"/> 法人市町村民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 <input type="checkbox"/> その他()		
証明を受けるとする年度等の年数	自 年 月 日 年度分:至 年 月 日	自 年 月 日 年度分:至 年 月 日	自 年 月 日 年度分:至 年 月 日	自 年 月 日 年度分:至 年 月 日
証明を受けるとする事項	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額	未納の税額がないこと	次の期間について、 滞納処分を受けた ことがないこと 自 年 月 日 至 年 月 日
証明書の申請枚数	枚	枚	枚	枚

備考 (その他)								
※担当部署記載欄								
納税証明(都道府県)	税目数	年度	枚	円	合計 (内 現金 円)	確認者	領収担当者印	
納税証明(市区町村)	税目数	年度	枚	円				
未納の税額がない証明			枚	円				
滞納処分を受けたことがない証明			枚	円				
本人確認書類							確認者	
<input type="checkbox"/> 本人確認 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 官公庁発行の身分・資格証明書(顔写真付)[ ]								

様式第48号及び様式第48号の2中「氏名」を「氏名<sup>(イ)</sup>」に改める。

様式第49号中「(法人名)」を「(法人名)<sup>(イ)</sup>」に改める。

様式第51号の一般用中「氏名<sup>(イ)</sup>」を「氏名<sup>(イ)</sup>」に改め、同様式の法人の県民税用及び法  
人の事業税用中「法人名」を「法人名<sup>(イ)</sup>」に改め、同様式の不動産取得税用中  
「氏名<sup>(イ)</sup>」を「氏名<sup>(イ)</sup>」に改め、同様式の自動車税(環境性能割及び種別割)用中  
税(種別割)用及び商品中古自動車に係る自動車税(種別割)用中「(法人名)」を  
「(法人名)」に改め、同様式の狩猟税用中「氏名」を「氏名<sup>(イ)</sup>」に改  
める。

様式第53号中「氏名<sup>(イ)</sup>」を「氏名<sup>(イ)</sup>」に改める。

様式第64号及び様式第64号の2中「代表者氏名」を「代表者氏名<sup>(イ)</sup>」に改める。

様式第65号を次のように改める。

(様式第65号)(第48条、第54条関係)

(表面) 県民税  
法人事業税の更正(決定)通知書  
特別法人事業税  
(地方法人特別税)

第  
年  
月  
号  
日

様

長野県 県税事務所長

第55条・第72条の39・第72条の41  
地方税法 第72条の41の2・第72条の46・第72条の47 の規定により、県民税・事業税・特別法人事業税(地方法人特別税)・加算金を下記のとおり更正(決定)

しました。不足税額及び加算金は、指定納期限までに納付してください。

課税番号		事業年度	年月日から	年月日まで	申告月日	年月日
法 人 事 業 税 摘 要		課 税 標 準	税率%	税 額	法 人 県 民 税 摘 要	税 額
法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業	所得金額	総額①	円		課標 税額	法人税額④
	年400万円以下の金額②					同上本県分②
	年400万円超③				本県分法人税割額⑤ (②× $\frac{1}{100}$ )	
	年800万円以下の金額					道府県民税の特定寄附金税額控除額⑥
	年800万円超の金額または④ 軽減税率不適用法人の金額					外国関係会社等に係る控除対象所得税額相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑦
	合計⑤ ②+③+④					外国の法人税額等の控除額⑧
	総額⑥					仮装経理に基づく控除額⑨
	本県分⑦					利子割額の控除額⑩
	総額⑧					差引法人税割額⑪ ⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱
	資等本の金額	本県分⑨				既に納付した法人税割額⑫
	総額⑩					租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑬
法第七十三条の二第一項に掲げる事業	取扱額	本県分⑪				既還付請求利子割額が過大である場合の納付額⑭
	所金額	総額⑫				再差引法人税割額⑮ ⑪-⑫-⑬+⑭
	本県分⑬					均等割額⑯
	付価値加額	総額⑭				既に納付の確定した均等割額⑯
	本県分⑮					差引均等割額⑯ ⑯-⑯
	資等本の金額	総額⑯				県民税額の合計額⑯ ⑯+⑯
	本県分⑰					利子割額⑯
	取扱額	総額⑯				還付利子割額⑯
	本県分⑯					減少する税額のうち繰越控除される税額
合計事業税額 ⑤+⑦+⑨+⑪+⑬+⑯+⑰+⑯				⑯		
平成28年改正法附則⑯		事業税の特定寄附金税額控除額⑯				
第5条の控除額⑯						
仮装経理に基づく事業税額の控除額⑯		差引事業税額⑯ ⑯-⑯-⑯-⑯				
課税免除額⑯		既に納付の確定した事業税額⑯				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額⑯		再差引事業税額⑯ ⑯-⑯-⑯-⑯				
特 別 法 人 事 業 税 又 は 地 方 法 人 特 別 税 摘 要	課 税 標 準	税率%	税 額		仮装経理に基づくもの	法人事業税額⑯
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割額⑯						特別法人事業税額又は地方法人特別税額⑯
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割額⑯						法人税割額⑯
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割額⑯						法人事業税額⑯
合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ⑯+⑯+⑯				⑯		特別法人事業税額又は地方法人特別税額⑯
仮装経理に基づく特別法人特別税額の控除額⑯		特別法人事業税額又は地方法人特別税額⑯				法人税割額⑯
既に納付の確定した特別法人事業税額又は地方法人特別税額⑯		既に納付の確定した特別法人事業税額又は地方法人特別税額⑯				
特別法人事業税額又は地方法人特別税額⑯						
不申告加算金						還付する税額
過少申告加算金						納付すべき税額
重加算金						指定納期限
事業税額等の合計額 ⑯+⑯+⑯+⑯				⑯		更正決定理由
不申告加算金						
過少申告加算金						
重加算金						

(裏面)

- (注) 1 令和2年4月1日前に開始する事業年度に係る法人の事業税の更正（決定）の通知の場合には、「法第七十二条の二第一項第二号」及び「法第72条の2第1項第2号」とは、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法第72条の2第1項第2号をいいます。
- 2 不足税額については、不足税額が2,000円以上であるとき（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）には、(1)及び(2)に掲げる額を合算した額の延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）を加算して納付してください。
- (1) 申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間（延滞金の控除期間の適用がある場合は、当該期間を除きます。）の日数に応じ、年14.6パーセント（この通知書による指定納期限までの期間又は当該指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、年7.3パーセントの割合にあっては、その年の前年の11月30日を経過した時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められた商業手形の基準割引率（以下「商業手形の基準割引率」といいます。）に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、年14.6パーセントの割合にあってはその年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とします。令和3年1月1日以後の期間については、その年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合（以下「平均貸付割合」といいます。）に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額
- (2) 地方税法第65条又は第72条の45の2の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定により延長された期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合（その延長された期間に次に掲げる期間がある場合における当該期間内にあっては、それぞれ次に定める割合）を乗じて計算した額
- ア 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間 その年の前年の11月30日を経過した時における商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合
- イ 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間 その年における特例基準割合
- ウ 令和3年1月1日以後の期間（その延長された期間の属する年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合における当該期間に限ります。） その年における当該加算した割合
- エ 令和3年1月1日以後の期間（地方税法附則第3条の2の2に規定する政令で定める期間であるものに限ります。） 同条の規定により年12.775パーセントの範囲内で定められる割合
- 3 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
- 4 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第67号中「名称

⑩」を「名称

」に改める。

様式第68号中「代表者氏名

⑩」を「代表者氏名

」に改める。

様式第68号の2及び様式第69号を次のように改める。

(様式第68号の2)(第52条の2関係)

(個人事業税用)

## 事業開始申告書(個人分)

年 月 日

長野県

県税事務所長 殿

〒

フリガナ

住 所

申告者

フリガナ

氏 名

(電話番号 )

生年月日

年 月 日生

下記のとおり、事業を開始しました。

記

事業所所在地	(電話番号)			
屋号又は名称		事業開始 年月日	年 月 日	
事業の種類・概要				
支店・出張所 の所在地	支店・ 出張所名		所在地	
	事業の 種類		設置 年月日	年 月 日
	支店・ 出張所名		所在地	
	事業の 種類		設置 年月日	年 月 日
備 考				

(法人事業税用)

## 事業開始申告書(法人分)

年月日

長野県 県税事務所長 殿

法人番号

フリガナ

本店の所在地

フリガナ

法人名

フリガナ

代表者氏名

(電話番号)

下記のとおり、新たに  
法人を設立しました。  
事務所等を設置

記

設立年月日	年月日	事業年度	(自)月日	資本(出資)金額	円
			(至)月日	資本金等の額	円
事業の種類		電気供給業を行う場合	発電小売電気事業・その他		
		一般社団(財団)法人の場合	非営利型法人・普通法人		
		公益法人等の場合	収益事業を行ふ・行わない		
事務所等	名称	所在地			設置年月日
		〒			
		〒			
		〒			
申告期限の延長	法人税	有・無	事業年度	年月日～	年月日 月間
	法人事業税	有・無	事業年度	年月日～	年月日 月間
還付金が生じた場合の振込先		銀行口座番号 支店(普通・当座)			事務所等が所在する都道府県数
関与税理士	氏名	住所			電話番号
		〒			
送付を希望する申告書等		1 申告書と納付書	2 納付書のみ	3 不要	
申告書等の送付先		1 本店所在地	2 関与税理士	3 その他(備考へ)	
備考					

(様式第69号) (第52条の2関係)

(個人事業税用)

## 事業変更（廃止等）申告書（個人分）

年 月 日

長野県

県税事務所長 殿

〒

フリガナ

住 所

申告者

フリガナ

氏 名

(電話番号 )

生年月日

年 月 日生

下記のとおり、事業を変更（廃止等）しました。

記

変更となつた項目	項目	1 住所	2 事業所所在地	3 電話番号（住所・事業所）
		4 屋号又は名称	5 その他（ ）	
	変更前の状況			
	変更後の状況			
	変更年月日	年 月 日		
廃止した事業の種類		廃止年月日		年 月 日
廃止した事務所等		名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
その他の事項				
廃止した理由	1 法人に組織替 (法人設立年月日 年 月 日 法人名 )			
	2 廃業			
	3			
備 考				

(法人事業税用)

## 事業変更（廃止等）申告書（法人分）

年 月 日

長野県 県税事務所長 殿

法 人 番 号

\_\_\_\_\_

〒

フリガナ  
本店の所在地フリガナ  
法 人 名フリガナ  
代 表 者 氏 名

(電話番号

)

下記のとおり、事業を変更（廃止等）しました。

記

変更項目	変更前		変更後	変更年月日		
本店所在地 (主たる事務所等)	〒		〒	(旧本店の状況 存続・廃止)		
(フリガナ) 法 人 名						
(フリガナ) 代 表 者 氏 名						
事業年度(決算期)						
資本(出資)金額	円		円			
資本金等の額	円		円			
事 業 の 種 類						
事務所等所在地 (移転・廃止)	〒		〒	(旧事務所等の状況 存続・廃止)		
長野県内に存続する事務所等の有無	無・有	(所在地)				
そ の 他 ( )						
解散	清算人住所	〒 電話( )		(解散年月日)		
	清算人氏名					
合併	被合併法人 本店所在地	〒 電話( )		(合併年月日)		
	被合併法人名					
清 算 結 了	残余財産確定日： 年 月 日 (清算結了年月日： 年 月 日)					
備 考						

様式第70号から様式第72号までの規定中「氏名 「申請者 住(居)所 (所在地) 様式第82号中 氏 名 (法人名)	「④」を「氏名 「申請者 住(居)所 (所在地) を 氏 名 (法人名) 」」	」に改める。 に、 」
「附帯設備に属する部分の価格」	円	
申請者と協議の上、上記のとおり承諾しました。 附帯設備に属する部分取得者 住(居)所 (所在地) 氏 名 (法人名)	」	を 」
「附帯設備に属する部分の価格」	円	
附帯設備に属する部分の取得者 住(居)所 (所在地) 氏 名 (法人名) (電話番号)	」	に改める。
様式第82号の2中「氏名	「④」を「氏名	」に改める。
様式第82号の3中「代表者氏名	「④」を「代表者氏名	」に改める。
様式第83号の表面中 「氏 名 (法人名)	」を 「「氏 名 (法人名)	」に、 」
「」」を 「」」	」	に改める。
様式第85号中「氏名(法人名)	「④」を「氏名(法人名)	」に改める。
様式第86号及び様式第88号中「(法人名)	「④」を「(法人名)	」に、 」
「※記入不要 年 月 日 」」	」	に改める。
様式第88号の3中「氏名	「④」を「氏名	」に改める。
様式第88号の5、様式第88号の6、様式第88号の8及び様式第88号の9中「氏名 「氏名	」に改める。	「④」を
様式第90号の生前贈与に係る農地等用中「氏名 住宅の用に供する土地 耐震基準不適合既存住宅 被収用不動産等の代替不動産 用中「(法人名) 心身障害者の雇用に係る施設 改修工事対象住宅	「④」を「氏名	」に改め、同様式の
譲渡担保財産 建築施設の部分等 用中「氏名 農地等 換地	「④」を「氏名	」に改める。
様式第91号の2中「氏名	「④」を「氏名	」に改める。
様式第107号中「氏名(法人名)	「④」を「氏名(法人名)	」に改める。
様式第112号中「氏名	「④」を「氏名	」に改める。

様式第113号中「氏名（法人名）」を「⑩」を「氏名（法人名）」に改める。  
 様式第114号中「氏名（法人名）」を「⑩」を「氏名（法人名）」に改める。  
 様式第114号の2中「氏名（法人名）」を「⑩」を「氏名（法人名）」に改める。  
 様式第114号の3中「氏名（法人名）」を「⑩」を「氏名（法人名）」に改める。  
 様式第114号の4中「氏名（法人名）」を「⑩」を「氏名（法人名）」に改める。  
 様式第114号の5中「氏名」を「⑩」を「氏名」に改める。  
 様式第114号の6中「氏名（法人名）」を「⑩」を「氏名（法人名）」に改める。  
 様式第116号中「代表者氏名」を「⑩」を「代表者氏名」に改める。  
 様式第117号中「氏名（法人名）」を「⑩」を「氏名（法人名）」に改める。  
 様式第118号の表面中「⑩」を「⑩」に改める。

様式第118号の3、様式第118号の4、様式第118号の7、様式第118号の8、様式第118号の10及び様式第118号の12中

「氏名」を「⑩」を「氏名」に改める。  
 様式第118号の15中「氏名（名称）」を「⑩」を「氏名（名称）」に改める。  
 様式第119号中「氏名（法人名）」を「⑩」を「氏名（法人名）」に改める。  
 様式第127号中「氏名」を「⑩」を「氏名」に改める。  
 「申請者氏名（法人名）」を「⑩」を「被继承者氏名（法人名）」に改める。

「申請者氏名（法人名）」を「⑩」を「被继承者氏名（法人名）」に改める。

様式第154号の2から様式第154号の5までの規定中「氏名」を「⑩」を「氏名」に改める。

(創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則（平成18年長野県規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「代表者氏名」を「⑩」を「代表者氏名」に改める。  
 様式第5号中「氏名（法人名）」を「⑩」を「氏名（法人名）」に改める。

様式第6号中「（法人名）」を「⑩」を「（法人名）」に改める。

(消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「氏名（法人名）」を「⑩」を「氏名（法人名）」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。  
 (自動車税に関する規定の適用)
- 第1条の規定による改正後の長野県県税に関する規則第86条の21の規定の適用については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第10条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治33年法律第67号）第14条第1項の規定による通告処分は、改正法第2条の規定による改正後の地方税法第22条の28第1項の規定による通告処分とみなす。  
 (用紙の使用に関する経過措置)
- この規則の施行前に、第1条の規定による改正前の長野県県税に関する規則、第2条の規定による改正前の創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則又は第3条の規定による改正前の消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

消防課
税務課
産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室
労働雇用課